

債権譲渡による資金調達の促進

—金融機関等への正常な譲渡の促進の必要性—

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 栗田口 太郎

2017年12月8日

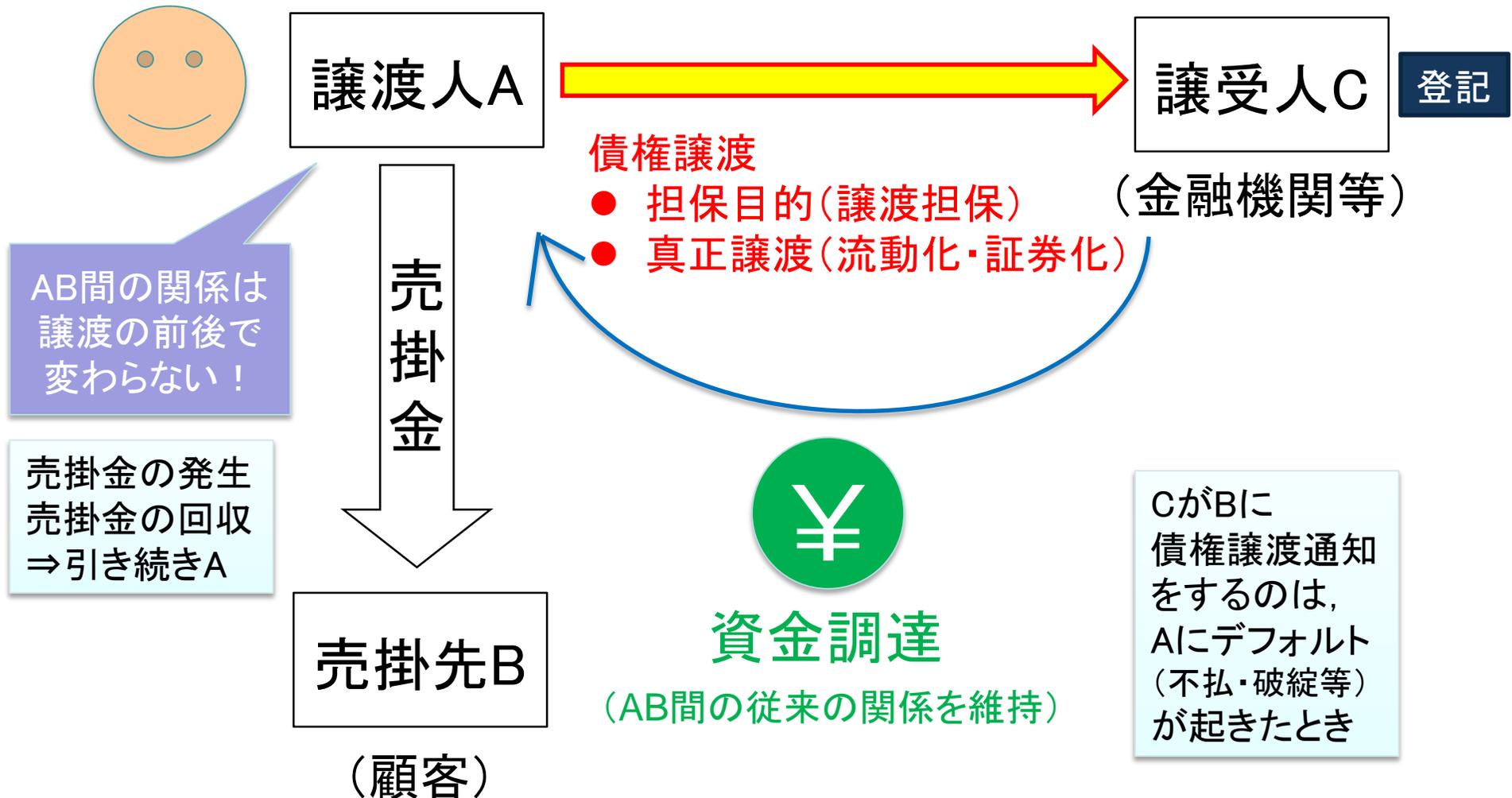
1. 債権譲渡取引の重要性

- 企業が、売掛債権・報酬債権などの債権（発生済みの債権・将来発生する債権）を、金融機関等に譲渡して、資金調達を図る取引。

- 形態としては、大きく次の2つがある。
 - 債権を担保に入れて資金を借り入れる「譲渡担保」（例：ABL*）
（*ABL = Asset Based Lending（在庫・売掛金等担保融資））
 - 債権を売却して代金を取得する「真正譲渡」（例：流動化・証券化）

- いずれの場合も、
 - 譲渡人が、引き続き、顧客に対して、売掛債権を発生させ続ける
 - 譲渡人が、引き続き、顧客から、売掛債権を回収し続ける
（譲受人が、譲渡人に対し、回収権限を付与）
 - 債権譲渡をしたことは、顧客には特に知らせない（サイレント型）
 - 譲渡人と譲受人との間の債権譲渡登記によって対抗要件を具備

2. 債権譲渡による資金調達の仕事（典型例）



3. 譲渡禁止(制限)特約の問題点

■ 現行の民法

- 譲渡禁止特約付き債権の譲渡は、**原則として無効**
- 例外的に、次の場合は有効
 - 譲受人C（金融機関等）が譲渡禁止特約を知らないことについて重大な過失がない場合
 - 売掛先B（顧客）が譲渡を承諾した場合（禁止を解除した場合）

■ 債権譲渡による資金調達にとって、譲渡禁止特約がボトルネックに



■ 新しい民法

- 譲渡制限特約付き債権の譲渡は、**つねに有効**
- 債権譲渡が促進される効果が期待される

4. 新しい民法のもとで懸念される問題点

- AB間で譲渡制限特約があっても、AC間の債権譲渡はつねに有効となる
- しかし、次の疑問が生ずる
 - AB間では、譲渡をしてはいけなかったはずだから（譲渡制限特約）、Aは契約違反（債務不履行）になる？
 - AC間の債権譲渡をBが知った場合、AはBから契約を解除される？
 - AはBから損害賠償を請求される？
 - AはBから取引を打ち切られる？



- これでは、せっかく民法を改正したことが台無しになる
- 少なくとも、資金調達のための債権譲渡については、このような結果を避ける解釈・運用が確立される必要

5. 解釈の方向性（1）

- 譲渡制限特約によって、何が守られているのか？
 - 売掛先B（顧客）が、弁済の相手方を、譲渡人Aに固定する利益。
 - 債権譲渡は、Bの知らないところで、AC間で自由に行われる
⇒ 債権譲渡後も、Aを債権者として扱い、弁済しつづけたい
 - 相殺の利益（BのAに対する反対債権で、相殺したい）
 - 債権者が、反社会的勢力などの不当な債権者にならないようにしたい
- 
- 売掛先B（顧客）のこれらの利益は、十分に確保されている
 - 新しい民法は、まさに売掛先B（顧客）の**弁済先固定の利益を確保**する趣旨
 - 新しい民法は、Bが相殺できる範囲を拡げ、**相殺の利益も広く確保**
 - 資金調達のための金融機関等への債権譲渡であれば、反社会的勢力などへの譲渡とはいえない

6. 解釈の方向性（2）

- 資金調達のための金融機関等に対する債権譲渡は、譲渡制限特約の趣旨に反するものではない
(弁済先固定の利益は確保されているから)



- 売掛先B（顧客）にとって、基本的に不利益はない。
- そうであれば、以下のように解する方向性が検討できるのではないか。
 - BのAに対する損害賠償請求権は発生しない（損害を観念しがたい）。
 - BのAに対する契約解除権は発生しない、又は、その行使は権利濫用に当たりうる。
 - BのAに対する契約関係の打ち切りは、権利濫用に当たりうる。
- 譲受人C（金融機関等）においても、契約違反に加担したなどと考える必要はなく、損害賠償責任を生ずる懸念も、ほぼ杞憂と思われる。

7. 解釈の方向性（3）

- 新しい民法の立案担当者の見解（金融法務事情2078号(2017年)43頁）
 - 新法においては、債務者が譲渡制限特約を付する場合の一般的な目的、すなわち、弁済の相手方を固定する目的は達成することができるように配慮した上で債権譲渡を有効としているのであるから、譲渡制限特約が付された債権の譲渡は、譲受人が悪意重過失である場合には、基本的に、**譲渡制限特約の趣旨に反するものではない**。
 - **債務者にとって具体的な損害を観念することができないため**、譲渡人である債権者が損害賠償責任を負うことには直ちにつながらない。
 - 特段の不利益がないにもかかわらず、債権譲渡を行ったことをもって取引関係の打ち切りや契約解除等を行うことは、**きわめて合理性に乏しく、権利濫用**等に当たりうるものとも考えられる。
 - 新法は、新法の枠内で債務者にとって弁済の相手方を固定するという利益が保護されている限り、**譲渡制限特約付きの債権の自由な譲渡や担保化を認めることを趣旨としている**ものであり、この趣旨に沿った実務慣行が形成されていくことが期待されている。

8. 譲渡制限特約の文言

- 譲渡制限特約の文言も、新しい民法の趣旨を取り込み、修正を推進することが期待される。

(例)

「Aは、Bの書面による事前の承諾を得た場合を除いて、本契約上の地位又は本契約に基づいて生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、Aが資金調達の目的で銀行・信用金庫・信用協同組合その他の金融機関等及び信用保証協会並びにこれらの子会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。」

※「金融機関等」については、「金融機関（中小企業信用保険法第3条第1項に規定するものに限る。）」などと限定することも考えられる。

- 現在、国・地方公共団体の契約には譲渡制限特約が多く含まれているが、資金調達目的での譲渡については制限を解除する趣旨の修正が広く推進されることが期待される。